

低所得者層の発達保障

－ 生健会活動を中心として －

自治体論学科(京都) 伊藤 與念子

はじめに

- 第1章 低所得者層における貧困問題
 - 第1節 低所得者層とはどんな層なのか。
 - 第2節 階層としての貧困層。
- 第2章 低所得者層の状態
 - 第1節 生健会活動を通してみた低所得者層の状態。
 - 第2節 低所得者層にみる現代貧困の特徴。
- 第3章 戦後の貧困、低所得者対策と全生連運動の変遷。
 - 第1節 第一次「適正化」と全生連の成立。
 - 第2節 第二次「適正化」と運動の弱点克服へ。
 - 第3節 第三次「適正化」と全生連の新たな飛躍。
 - 第4節 第四次「適正化」と全生連のさらなる発展を。
- 第4章 低所得者層の発達保障
 - 第1節 労働権・生活権の保障。
 - 第2節 社会的条件整備。
 - 第3節 組織化。

はじめに

私は、この2年間、生活と健康を守る会で専従として働いてきました。この2年間は、私にとって、それまでの低所得者・生活保護等の従来のイメージを大きくかえるものとなりました。

私自身、「貧困」というものとのらえ方を、学生時代に、貧困化法則だの、「新しい貧困」だの

と、頭の中では一応整理はついていると思っていたものの、現実には、より貧困化が進んでいる一方、反対に、貧困は見えにくくなってきています。

貧困化の進行は、従来のような、単なる所得だけでは測りにくくなっており、そのことが、今の保護行政をはじめとする低所得者層全体の問題点となっているときえ思えてきます。

頭の中で理解していると思っていた貧困化、貧困化法則にのっとってあたり前と認識はできても、生きた人間を相手にしている。「この人にこうあってほしい、ああいう風になってほしい。」という願いは、貧困化と発達が表裏一体であるため、時として、怒り、悲しみ、喜びもしたのです。

その生きた人々が、どのようにして発達していくのか、私自身の総括も含めて考えていきたい思います。

第1章 低所得者層における貧困問題

第1節 低所得者層とはどんな層なのか。

私が二年間働いてきた「生活と健康を守る会」は、文字どおり、住民の生活と健康を守るための団体である。その中でも、生活や健康をよりおびやかされやすい低所得者層に活動の重点がおかれている。国民にとっての最後の命綱ともいべき生活保護(憲法第25条生存権)をはじめとして、教育の機会均等を守るべく諸制度の活用(憲法第26条教育権)、住宅問題、保健問題、税問題等

低所得者層の発達保障

を中心として、低所得者層をはじめとした住民の要求に応じてきた。

低所得者層中心ということであるので、会員は、県住や市住というような公営住宅や、民間の文化住宅、アパートにその殆んど大半は住んでいる。そして、その中で、主に収奪に対する対策として、いろいろな施策を利用したりしてきた。が、そのなかで、いろいろな施策を利用するのにも、名々の所得基準があり、それに合うか、合わないかで、適用の有無が決められてしまう。しかし、現実には、所得の基準だけでは、その家庭の貧困の状態はつかみきれないものがある。これが、私の本章での低所得者層とは、一体どのような層なのかという問題意識の所在である。

低所得者層をどのようにつかむか、まず第一に、経済的な意味から考えたい。一定程度の経済状態がなければそれは、絶対的な貧困となる。その一定程度の経済状態をどこにおくかがひとつの問題になるが、ここでは、生活保護基準としておきたい。もちろん、まだまだ保護基準が、「健康で文化的な最低限度の生活保障」になっているとは思っていないが。なお、現在の生活保護基準は、第1表であり、消費支出構造からみて、被保護世帯は、一般勤労世帯との比で、約60%となっている。

このように、生活保護基準を一つの目安として、低所得者層を考えるならば、次にみる江口氏の見解が重要なものではないだろうか。すなわち低所得者とは、「生活保護の基準の近くか、あるいは、それ以下にあって、しかも、生活保護からさえ排除されている層ということであろう」¹⁾そして、「所得水準による基準は、相対的なものであり、上限と下限をもつ一定の中のあるものである。」²⁾上限を決めるとすれば、「上限は、相対的に保護基準の1.5倍とか、1.7倍というように一応のめどとして」³⁾考えることができるというのがそれである。1.5倍とか、1.7倍という数字は、ひとつの社会的数値として考えてみれば、一定の妥当性があると思われる。なぜなら、教育の機会均等をすすめるべく、義務教育の無償化への一環としての就学援助制度を考えれば、その基準が、全国市町村によってまちまちであるとはいえ、1.6倍までを、生活保護に準ずる要保護家庭としているところは、一般的に通用されているように思われる。

神戸市でも、この数年、基準のアップなしということが目減りはしているものの、制度当初においては、生活保護基準の1.6倍をひとつのめどとしていたのである。ちなみに、神戸市では、この制度が、この基準で実際に適用されるとするならば、4割以上の児童・生徒に適用されるという。

<第1表>

	標準4人世帯	母子3人世帯	老人単身世帯
	35才男(日雇)30才女 9才男(小) 4才女	35才女 14才男(中) 8才女(小)	70才女
	1982年度	1 級 地	
生活扶助	141,870 円	116,660 円	51,130 円
教育扶助	4,540	8,600	—
住宅扶助	9,000	9,000	9,000
加算(母子・老令)	—	20,090	14,300
勤労控除	28,210	—	—
合計	183,620	154,350	74,430

では、そうした低所得者層の貧困問題を考えようとすれば、はたして経済的な所得の差だけが問題となるのかといえは、決してそうではない。これが私の実感である。このことを江口氏の言葉をかりるならば、低所得者とは、たんに所得の量的な相違だけではない。

低所得者層の発達保障

「絶対的な質的な相違をもつ一定の社会層だ。」⁴⁾そして、「その所得がたんに低位であるということではない。所得は、一定の限界はあるが高い場合もある。所得が高くて、しかもなお、何かの事故原因によって、短期的直線的に被保護者となる可能性が強いということが重要である。」⁵⁾「われわれは、『低所得階層』を追求しつつ、それを『不安定就業階層』と名づけたほうが、高度経済成長期以後現段階の『貧困層』を表現し、その性格を探るのに適切でもあり、便宜でもあると考えられるようになった。」⁶⁾一定の経済的限界はあるにしても、一定程度所得の高い人も確かにいる。しかし、それは、いつも半永久的に保障されるものではない。例えば、天候の具合いであったり、本人や家族の体の調子であったり、仕事に出れない

日が続いたりすると、すぐに生活は一変してしまうのである。このことは、第2表の生活保護申請直前の世帯(主)の就業調査からも明らかであろう。

低所得者層の貧困問題は、単なる経済的低所得水準からくる性格のものだけではなく、「低所得」と、「不安定就業」とが不可分のものとして重なり合っていることこそ、今日の状況を端的に性格づけているのである。

もうひとつ低所得者層を位置づける大きな要因として、私は、その未組織性をあげたい。私が働いてきた「須磨生活と健康を守る会」は、会員の約3分の1世帯が生活保護世帯であり、残りの約3分の2が、いわゆるボーダーライン層である。そして、そのボーダーライン層のほとんどが完全な未組織労働者である。つまり、日雇いであった

第2表 生活保護申請直前の世帯(主)の就業状態

就業 状態 年次	総 数	自 営	公 務 員	事 務 員	運 転 手	建 設 職 人	そ の 他 の 職 人	工 員	店 員	建 設 日 雇	そ の 他 の 日 雇	パ ー ト	内 職	露 店 ・ 行 商	就 業 小 計	老 齢	病 気	障 害	そ の 他 の 無 業	無 業 小 計
合 計	100.0	5.4			0.9	2.7	4.5	4.5	4.5	10.8	9.9	1.8	2.7	2.7	50.5	19.8	20.7	2.7	6.3	49.5
	111	6			1	3	5	5	5	12	11	2	3	3	56	22	23	3	7	55
	100.0	6.6	0.7		5.9	7.4	2.9	7.4	9.6	14.7	8.1	3.7	3.7	2.2	72.8	8.1	11.0	2.9	5.1	27.2
男 子	136	9	1		8	10	4	10	13	20	11	5	5	3	99	11	15	4	7	37
	100.0	8.2			2.2	5.5	3.3	7.7	5.5	10.4	11.0	2.7	1.6	0.5	58.8	7.1	17.0	3.3	13.7	41.2
	182	15			4	10	6	14	10	19	20	5	3	1	107	3	31	6	25	75
女 子	100.0	6.2			1.5	4.6	7.7	7.7	3.1	18.5	9.2		1.5	4.6	64.7	6.2	2.7	1.5	1.5	35.3
	65	4			1	3	5	5	2	12	6		1	3	42	4	17	1	1	23
	100.0	9.2	1.1		9.2	11.5	1.1	10.3	6.9	21.8	5.7		1.1	2.3	80.5	8.0	9.2	1.1	1.1	19.5
男 子	87	8	1		8	10	1	9	6	19	5		1	2	70	7	8	1	1	17
	100.0	11.7			3.6	9.0	5.4	11.7	1.8	17.1	10.8	0.9	0.9	0.9	75.7	6.3	11.7	3.6	2.7	24.3
	111	13			4	10	6	13	2	19	12	1	1	1	84	7	13	4	3	27
女 子	100.0	4.3							6.5		10.9	4.3	4.3		30.4	39.1	13.0	4.3	13.0	69.6
	46	2							3		5	2	2		14	18	6	2	6	32
	100.0	2.0					6.1	2.0	14.3	2.0	12.2	10.2	3.2	2.0	59.2	8.2	14.3	6.1	12.2	40.8
男 子	49	1					3	1	7	1	6	5	4	1	29	4	7	3	6	20
	100.0	2.8						1.4	11.3		8.5	5.6	2.8		32.4	8.5	25.4	2.8	31.0	67.6
	71	2						1	8		6	4	2		23	6	18	2	22	48

保護開始世帯に占める高齢者世帯の割合(全国)

年次	45	46	47	48	49	50	51	52
	23.0	22.8	21.6	18.9	17.9	15.7	15.2	14.4

(出所) 貧困問題研究会『被保護世帯の落層要因と自立の条件に関する調査報告』1979年、8頁。

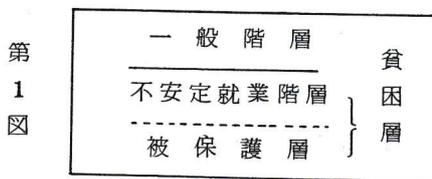
り、月給で給与が支払われていても組合などはない状態である。

彼らが、なぜ生健会の会員なのか。彼らは、社会に対して、ほとんど無権利・無防備の状態におかれているのである。つまり、彼らは、生健会に入会しなければ、種々の権利の実現や、また、権利の侵害に対して、自らの生活や暮らし、健康などを防衛できないのである。いうまでもなく、この社会的無防備は、その就業の不規則性や、不安定性ともおおいに関連しており、また、それは、長時間労働、低賃金、そして大収奪へとつながっていく。

第2節 階層としての貧困層

低所得者層の貧困問題は、以上のように、たんに、経済的な所得水準の低位性にのみ存在するのではなく、その就業や生活の不安定性・未組織性をも内包するものとして存在する。

このように考えると、低所得者層を貧困層としてとらえようとする場合、その労働者や家族が、生活保護、公的扶助制度の適用を受けているかどうかにかかわらず、いわゆる貧困層としてとらえることが必要となってくる。江口氏は、第1図のように、全体の階層構造を、一般階層、不安定就業階層、被保護層の三つに分けている。そして、



不安定就業階層と被保護層を合わせて、貧困層としている。そして、氏によれば、不安定就業階層と、被保護層の間の中よりも、一般階層と、不安定就業階層の間の方が広いとしている。その意味は、一般階層の人が、被保護層におちることはまれにあるけれども、しかし、それは、社会保障、

社会保険の不備さが原因で起こることであり、不安定就業階層と、被保護層の関係は、「貧困が貧困を生む」という循環関係が成立しているという。私も、この意見に賛成である。

しかし、低所得者層の貧困問題を広くとらえなければならぬことを十二分に確認したうえで、貧困化をくい止め、発達への転化を保障していくとする視角で、この問題を考えた場合、江口氏のいう貧困層のとらえ方のみでは、狭いのではないだろうか。すなわち、一般階層と不安定就業階層の間の中よりも、不安定就業階層と被保護層の間の中の方が広いととらえることが、発達への展望、主体形成を考えるうえで重要であると思われる。

なぜなら、第一に、不安定就業階層と、被保護層の間には、経済的にみれば非常に似ていても、被保護層には行政が生活内容までも含めて大きく立ち入っているし、不安定就業階層は、市場経済からの管理だけである。つまり、被保護層となるためには、いくつかの行政手続きをふまなければならない。その内容としては、資産調査があり、親族には民法のもとで、扶養義務の履行ということで、扶養義務者への問いあわせ等も行なわれる。この公的扶助制度がもっている「資産調査制度」は「権利性保障制度」という方向と、内的矛盾をはらんでいるし、また、扶養義務の履行は、前近代的家族関係を基礎としており、現実としての家族解体、例えば息子、娘が、親の扶養義務があるといわれても、各々の生活に手一杯で現実的にはむつかしい。保護開始後も、もちろん毎月の収入報告、就労指導をはじめとする生活指導をケースワーカーから受ける。明らかに、不安定就業階層の時とちがってくる。このことは、被保護層の生活全体を大きくかえていくものとなる。

第二に、発達の展望そのものを考えるときも大きなちがいとなる。現在の生活保護制度では、その保護基準が、憲法で保障するところの「健康で文化的な最低限度の生活保障」や、生活保護法の

目的である「最低生活の保障と自立助長」の水準には、真の意味で達していない。しかし、「健康で文化的」ではないけれど、これまでの国民的運動の成果として飢餓状態でないならば生きれる状態にある。さらに、国民の労働と生活をめぐる状況は、危機的な状況に追い込まれており、労働が、生きがい、働きがいのあるものとしては現われず、「働けど、働けど楽にはならず」の生活に明け暮れる。こうしたことから、いったん生活保護を受けるとなれば、「真に人間らしく生きよう」「働きがいをもって働こう」という発達要求・労働要求が芽ばえにくく作用する事態も少なからず見られるのが現状となっている。この生活保護を受けることにより、労働意欲をなくするという問題は、勤労者控除をふやす、就職支度金の援助等の保護制度そのものの改善と同時に、労働を真に労働者のものとしていくような社会発展が必要である。

同時に、そこにおち入らないように社会的条件を整備していくことが重要であり、不安定就業階層からおちていく網の目をせばめていくことである。このことにより、不安定就業階層と一般階層の間の中は、せばまるのである。

したがって、貧困階層を考える場合、江口氏という、不安定就業階層と被保護層を、低所得者層の貧困問題としてトータルに考えなければならぬにもかかわらず、貧困を発達へ転化させるための社会的援助のあり方を考慮に入れるならば、生活保護制度を受けるかどうかには、独自の検討が加えられなければならない。

まさに、低所得者層を独自の対象とした、国民諸階層、労働者階級の自主的運動である生健会の活動が、その活動の基本にすえなければいけない貧困のとりえ方が、ここに存在する。

以下、私が働いてきた須磨生健会の活動を中心にして、低所得者層の貧困問題を考え、彼らの発達を保障していく援助のあり方を探してみたい。

(1) 江口英一 著『現代の『低所得層』』(上)

未来社、1979年、115ページ。

(2) 同上、45ページ。

(3) 同上、116ページ。

(4) 同上、117ページ。

(5) 同上、135ページ。

(6) 同上、152ページ。

第2章 低所得者層の状態

第1節 生健会活動を通してみた 低所得者層の状態

生健会活動は、前述のように、生活保護制度をひとつの線として、生活保護制度そのものと、その自立への道をつなぐ低所得者層全体への網の目のような諸制度の活用、発展を中心として組織されている。この組織された中で、人々は、自らの発達と社会の変革を結びつけて考えていく。ここでは、生活保護制度をひとつの中心点として、その自立への道を、4人の例を通してみたい。

<第一例> Sさんの場合

〔 家族構成—4人家族、夫26才、妻27才、
4才女兒、2才男児 〕

夫が病気で倒れ生活保護受給となるが、数ヶ月後、傷病手当がまともでありとして保護打ちきりとなる。その数ヶ月後、傷病手当もなくなり相談にくる。話し合いの結果、毎月の傷病手当金との差額を受給となる。しかし、生活保護のきれっていた期間に、夫が、サラ金に手をだし、50~60万円の借金をする。このケースの場合、夫の親が、「嫁にばかり迷惑をかけて申し訳ない」と言って、返済をしてくれ、一応の解決となる。

<第二例> Mさんの場合

〔 家族構成—5人家族、夫36才、妻39才、
11才男児、9才女兒、4才男児 〕

夫が、会社で人間関係がうまくいかず失業となる。しかし、失業保険もなく、妻も働いていないし、また、貯金もないという。この家庭は、この

時点までに、就学援助、市営住宅の家賃の減免を受けている。が、それだけでは生活ができないので、失業期間中、生活保護を受けることをすすめた。妻は、すぐに受けたいと言ったが、夫は、「友人で生活保護を受けて遊んでいる人間がいる。」といて、最初は拒否したが、当面困っているということで、受給することになる。しかし、受給後、「生活保護の基準は、思っていたよりも多かった」といい、また、妻が内職もしはじめたことから、夫は仕事を探さなくなり、長期的保護受給者となる。一定の間、行政にも、内職は無申告であったようだが、話し合いにより、内職の申告はするようになった。しかし、夫は今もブラブラとしている。

<第三例>Hさんの場合

〔 家族構成－4人家族、夫 48才、妻 30才、
7才男児、1才女児 〕

妻がまだ現在1才の子供を身ごもっている頃、夫が体の調子が悪くなり、福祉事務所を訪れた。しかし、そこで、「生活が困っていると言いながら、今からまだ子供を産むのか」と言われ、申請は受理されなかった。そして生健会に相談いき、生活保護受給の手続きをとった。それから、1年余りたって、その地域で、次の係を決めようと班会議を開いた際、「私も守る会の世話になっているから」と4人の係のうち1人となった。係になるにはなったが、「決めたことも守らずいいかげんだ」とか、「生活保護を受けているようだが金回りもいいようだ」との回りからの批判が、事務局の方にもだされはじめる。班会議の時に、生活保護の基準や、生活保護と他の福祉制度の関わり合いの学習などをして、回りの人々にも保護への理解を高めるとともに、班活動の意義などもみんな話話し合い、少しずつ係としての自覚ももちはじめた。しかし、夫は体が回復してきたにもかかわらず、毎日ブラブラとしており、小学校1年生になる子供からは、「はくのお父さんは、会社の社長やから、毎日ゴルフしてんねん。」と、発言がでたり

している。また、妻は、係をしていたつながりから、手に職をつけようと、着物の着付けを習いはじめており、自立への礎になればと思っている。

<第四例>Tさんの場合

〔 家族構成－5人家族、夫 37才、妻 37才、
15才男子、13才女子、5才女児 〕

夫が、アルコールの飲みすぎから肝臓を悪くし、生活保護受給となる。他地区から転居してきた人で、以前の住居の様子はわからないが、妻は働きに出、一定のストックをつくり、須磨区内の市営住宅に入居となった。家具などは、転居の際新しいものをそろえたようだ。地域で班活動をし、その中で、市営住宅の家賃減免や、就学援助等を知ることにより、それまで「生活保護だけが頼りだ」と思っていたが、除々にその不安も消えていった。夫の体の具合が一定よくなってきたことともあわせて考え、生活保護をきることにした。

この4つの例は、各々病気、失業というような理由から、保護受給となり、そして、次にそのなかからいかに自立していくかという苦悩の記録である。

Sさんの例は、生活保護がまだまだ不合理であるという例である。もし、Sさんの場合、傷病手当がおりた際にも、機械的に保護打ちきりとせず、毎月の計算をすればすぐに、また、保護受給となることは、目に見えてわかっているわけであるから、配慮のしようもあったように思う。また、この場合は、サラ金の借金も、まだ親が若く、どうにか借金返済だけはできたものの、たいていの場合は、改ためて借りるところもない場合が多く、そのような場合は、混迷をふかめることになる。

Mさんの例は、生活保護がより貧困を招いたといえるような例である。失業・無保障から、すぐに経済的破綻は目に見えており、サラ金などに手をだしては困るという配慮—このような時、お金を借りるところが、親戚知人等がない場合、気軽に借りることができるサラ金に手を出してしまう。

一度手を出すと、雪だるま式に増え、立ち直りがむづかしくなってくる。このような理由から保護をすすめたのである。保護基準は、Mさんにとって思っていたよりも多く、人間関係等がいやで会社をやめたあとただただに、なおさら仕事への情熱を失なわせてしまった。班の学習会にも、妻が参加しており、妻へは、保護の話はしていたが、夫に話す機会も得ることができなかった。保護への、真なる理解が不十分であったことが反省させられる。

Hさんの例は、前者のMさんと似た例であるが、Hさんの住んでいる地域と、Mさんの住んでいる地域との差に、経過の違いを感じさせられる。Mさんの住んでいる地域は、自治会等も不活発であり、地域の人が集まって話すことも少なく、地域的つながりは弱い。これに対して、Hさんの住んでいる地域は、自治会、子供会、生健会等が活発に活動しており、地域的つながりは強い。生健会の班会議等もよくもたれ、種々の問題について話し合い、学習会ももっている。この地域・組織の主体的力量の差が、今後も大きく影響するようになると思われる。

また、もうひとつ重要な点として、労働それ自身の中から、大人の発達をもちとる重要性だけでなく、子供にとっても、親の労働する姿勢を見ることは、極めて重要なことである。例えば、親が病気等の事情で働くことができない状態であったとしても、親が保護に対してどういう姿勢で考えているのかは、子供に大きく反映する。この場合も、子供に、親の姿勢が明らかにうかがえる。今後、子育ての問題と共に考えていけるようにしたい。

Tさんの例は、生活保護から自立しつつある例である。この場合、夫の健康回復と同時に、住環境の整備や、経済的にも、生活保護を打ちきっても、一度に高い家賃の支払いがきたり、諸々の費用がかかってこないように、減免・猶予等の手続きをとることにより、安心感を得ていたり、地域的連帯も生まれ、“みんなで頑張ろう”という状態になっている。

生活保護は、国民の権利であり、誰もが困った時に、等しく受けることができなければならない。しかし、それは、真にその人間、家族のためになるようであれば意味をなさないのである。そのために、留意してきた点をあげたい。保護受給に関して、誰でも困ったらすぐ保護という考え方はとらないことにしてきた。第二に、そのことを実現していくために、保護におちいらないためのうけ皿として、他の諸制度でカバーできる場合、できるだけそうしてきた。第三に、組織化のなかで、保護をはじめた諸制度のしくみや、社会のしくみを知るとともに、地域的連帯をつくっていかうとしてきた点にある。しかし、人間が困った時に、それを狙って寄生してくるサラ金等もあり、それからも守らなければならない。当面の容易さに流されないようその選択をしてもらう為に、当事者たちに真に理解してもらうための苦悩があった。

「絵に描いた餅は食えない。」とは、よく社会保障制度要求をからとっていく時に言われる言葉であるが、“絵に餅いた餅”ではもちろんいけないし、“ただ実存しているだけの餅”でもいけない。血の通った人間が、より人間らしく食べれる餅、血の通った制度としていかなければならないと考えている。

第2節 低所得者層にみる現代貧困の特徴

貧困化の進行は、低所得者層により顕著に表われている。江口氏は、貧困を構成する重要な要素として、「所得、住宅、教育、さらに家族」をあげられている。これらは、人間が人間たるに値するための基本的条件である。これにつけ加えて、私は、消費生活構造をあげたい。これらのなかに、より低所得者層の状態をみていきたいと思う。

まず第一に、所得は今までにみてきたように、一定の限界性と、それにもましての不安定性に規定されているように思う。

第3表 低所得・貧困層の住宅所有関係

()%

生活水準階層	住居	自家	公営住宅	社宅	借家	間借	同居施設	不明	計
一般層	(66.6)	(10.6)	(5.8)	(7.3)	(1.2)	(0.3)	(8.2)	(100.0)	
	510	81	44	55	9	2	63	765	
低所得層	(24.5)	(20.2)	(5.3)	(5.1)	(9.6)		(5.3)	(100.0)	
	23	19	5	33	9		5	94	
貧困層	(10.3)	(38.0)		(31.0)	(10.3)	(3.4)	(7.0)	(100.0)	
	3	11		9	3	1	2	29	
その他	(48.3)	(3.4)	(3.4)	(3.4)	(3.4)	(13.9)	(24.2)	(100.0)	
	14	1	1	1	1	4	7	29	
計	(59.9)	(12.2)	(5.5)	(10.8)	(2.4)	(0.8)	(8.4)	(100.0)	
	550	112	50	99	22	7	77	917	

(出所) 高山武志「教育と貧困」 江口英一編著『社会福祉と貧困』法律文化社 128頁

第二に、住宅は、第3表にもみられるように、持ち家政策がかなり侵透しているといわれる我国においても、低所得者層・貧困層の場合、持ち家は少なく、公営住宅、借家、間借で約7割をしめる。また、貧困層には、社宅住いの人がないこと、低所得層においてもわずから5%余りである。このことは、貧困・低所得者層が不安定就業層であり、社宅のあるような会社に勤めていないことのあらわれである。また、公営住宅の場合、貧困層の3分の1以上が、低所得層の5分の1が入居している。全国的にみてまだまだ少ない公営住宅にこれだけの人が住んでいるのだから、住宅によっては、生活保護世帯が4割も居住している場合もある。公営住宅は、低所得者を対象とした福祉対策住宅なのである。このため、一ヶ所に低所得者が集中して居住することによる問題点もでてくる。一方では、団地内部の問題として、同じような所得の人が集まっているにもかかわらず団地内部の人間の競争が激化され、団地外部との問題としては、はっきりと低所得者向け住宅とされることから、周辺地域との間に階層差別が生まれる。近所の商店や医者から正当なサービスが受けられなかったり、教育の場でも、「市住の子は柄が悪いから、頭が悪いから一緒に遊ぶな」等の声が多くなり、このように、住宅は、所得によって、広さ環境等にも影響は大きくあらわれると思われるが、それと同時に、その形態によってもちがいが

が現われてくるように思われる。

第4表 低所得・貧困層の全日制高校公・私立別進学状況

()%

生活水準階層	全日制公立高校進学者	全日制私立高校進学者	計
一般層	(64.2)463	(35.8)261	(100.0)729
低所得層	(40.9)27	(59.7)39	(100.0)66
貧困層	(59.1)13	(40.9)9	(100.0)22
その他	(64.0)16	(36.0)9	(100.0)25
計	(62.2)524	(37.8)318	(100.0)842

(出所) 第3表に同じ 131頁

第三に、教育であるが、第4表でみるように公立高校に一般階層の6割以上が通っているのに対して、低所得層は、それを大きく下回っている。より学費が高いとされる私立高校に、進学者が多い。このことは、第5表の学習塾通学状況にも示されるように受験戦争といわれる今日において、高校に入るまでにおいても相当の教育費がかかり、教育に費用がよりかけにくい層において、成績が低い位置にある。又高校進学率が義務教育並になってきている現在においても、一般層の高校進学率が、95.2%に対し、低所得層・貧困層は、70.2%、75.8%にすぎず、中卒就職者も、又この層に多い。このことは、貧困が貧困を生む、循環をより断ちにくくするといえよう。

低所得者層の発達保障

第6表 被保護世帯と一般世帯の世帯人員別構成比の推移

	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	平均世帯人員
被保護世帯								
1965年	100.0	39.0	19.0	14.0	12.0	8.2	7.8	2.60
70	100.0	50.0	20.8	11.9	8.8	4.9	3.8	2.11
72	100.0	53.0	20.9	11.0	7.7	4.1	3.2	2.01
73	100.0	53.9	21.2	10.7	7.4	3.9	3.0	1.97
74	100.0	55.4	21.0	10.3	7.0	3.6	2.7	1.93
75	100.0	55.6	21.1	10.3	6.9	3.5	2.6	1.91
76	100.0	55.9	20.4	10.4	7.1	3.6	2.6	1.92
77	100.0	55.6	20.3	10.6	7.2	3.6	2.6	1.92
78	100.0	55.2	20.4	10.9	7.4	3.6	2.6	1.93
79	100.0	55.4	20.3	11.1	7.3	3.4	2.5	1.92
80	100.0	55.7	20.3	11.2	7.2	3.3	2.3	1.91
一般世帯								
1965年	100.0	17.8	12.4	15.7	19.9	15.2	19.0	3.75
70	100.0	18.5	14.4	17.3	23.4	13.2	13.1	3.45
72	100.0	20.8	14.3	17.8	23.4	12.6	11.1	3.32
73	100.0	19.8	15.0	17.7	24.0	12.6	10.9	3.33
74	100.0	19.0	15.4	18.0	24.5	12.7	10.3	3.33
75	100.0	18.2	15.4	18.2	24.9	12.8	10.5	3.35
76	100.0	20.3	15.6	17.7	24.2	12.1	10.0	3.27
77	100.0	19.2	15.4	18.3	25.7	12.0	9.5	3.29
78	100.0	18.0	16.2	18.0	25.9	12.3	9.6	3.31
79	100.0	18.3	16.2	17.6	26.2	12.3	9.4	3.30
80	100.0	18.1	16.9	17.8	25.8	12.1	9.2	3.28

(原資料) 「被保護者全国一斉調査」「厚生行政基礎調査」

(出所) 『国民福祉の動向』81年特集号

第5表 低所得・貧困層の学習塾通学状況

生活水準階層	学習塾通学の有無 (%)		
	あ	る	なし
一般層	(21.7) 166	(78.3) 599	(100.0) 765
低所得層	(10.6) 10	(89.4) 84	(100.0) 94
貧困層	(3.5) 1	(96.5) 28	(100.0) 29
その他	(17.2) 5	(82.8) 24	(100.0) 29
計	(19.8) 182	(80.2) 735	(100.0) 917

(出所) 第3表に同じ 29頁

第四に、家族の問題であるが、第6表からも明らかなように、一般世帯に比べて、被保護世帯の世帯人員は少ない。老人等単身世帯の比率の高さを示している。また、年次でおっても、一般世帯に比して、被保護世帯の方が家族人員数

の減少も著しく、家族解体の典型といえるのではないだろうか。

第五に、消費生活構造をあげたい。最近、“エンゲル係数の空洞化”とよくいわれる。それは、家賃、光熱費、教育費、各種ローンなど毎月どうしても支出しなければならない「強制支出」の増加にも原因するように思われる。特に、都市の場合、家賃、ローン等の支払いにおわれ、公団であろうと、持ち家であろうと、食卓をみれば同じであるといわれる。確かにエンゲル係数では測りにくくなっており、エンゲル係数にかわるものとして、今後、文化的費用の割合がひとつの目安ともなっていくだろう。このような状況

低所得者層の発達保障

第7表 消費支出の費目別内訳

(昭和54年度・東京都・1人当たり)

		消費支出	食料費	住居費	光熱費	被服費	雑費
実績	一般勤労者世帯	円 66,386	円 18,055	円 7,171	円 2,236	円 6,301	円 32,623
	被保護労働者世帯	39,089	16,236	5,349	1,949	3,631	11,924
構成比	一般勤労者世帯	% 100.0	% 27.2	% 10.8	% 3.4	% 9.5	% 49.1
	被保護労働者世帯	100.0	41.5	13.7	5.0	9.3	30.5
格差世帯(労働者一人)	被保護労働者世帯	58.9	89.9	74.6	87.2	57.6	36.6

(原資料) 生活と福祉
(出所) 賃金と社会保障 №830・831、1981年、129頁

が、一方では年々増えているが、それにもかかわらず、被保護層をみてるならば、エンゲル係数は相変わらず有効である。第7表のように、食費は削ったとしても限界があり、エンゲル係数は高くなる。そして、第8表でその内訳をみてみれば、主食費等にその重点がおかれており、魚介類、肉・乳卵類等のたんぱく源や、果物等が少ないことを示している。

つまり、一方では、低所得者層をも含んで、強制支出をさせていくような構造—現金が常に必要であり、“生活しにくくなったなあ”と感じる—が進み、しかし、まだまだ一方では、食費の内訳等の中にその矛盾が内在しているといわなければならないだろう。

第3章 戦後の貧困・低所得者対策と全生連運動の変遷

本章で私は、現在行なわれている第4次「適正化」と、現在の貧困層の状態をみるため、戦後における貧困・低所得者層に対する行政および権力の対策と、それに対して、運動の側が、どのように対抗、組織形成していったかを、ここでは簡単に歴史的にみてみたい。戦後の歴史を、次の4つの時期区分でみていきたい。

① 第一期を、敗戦から、第一次適正化の1954

第8表 食料費の内訳

(昭和54年度・東京都・1人当たり)

	構成比		◎格差
	一般勤労者世帯	被保護労働者世帯	被保護労働者世帯
食料費	% 100.0	% 100.0	% 89.9
主食費	12.8	18.5	130.4
魚介類	11.7	10.7	82.3
肉・乳卵類	16.6	14.2	77.3
野菜類	9.1	10.4	102.6
調味料	3.8	4.5	107.4
乾物加工食品	10.8	14.2	118.2
菓子・果物	10.7	10.3	87.3
酒・飲料	9.3	5.7	55.3
外食費	15.3	11.4	66.8

注：格差◎=(一般勤労者世帯=100とした)もの
(原資料) 生活と福祉
(出所) 第7表と同じ

年頃まで。

② 第二期を、第一期以後、第二次適正化の1960年代後半～70年初頭にかけて。

③ 第三期を、第二期以後、第三次適正化といわれる1970年代後半～1980年初頭にかけて。

④ 第四期を、臨調・行革方針がうちだされてき

た1981年から、現在進行形として。

第一節 第一次「適正化」と全生連の成立

1945年8月、我国は敗戦となった。翌1946年11月には、それまでの大日本国憲法を否定し、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を原則とする日本国憲法が公布され、1947年5月より施行されることになった。この新しい憲法の下で、1950年新生活保護法が実施された。

この時期においては、敗戦後の総国民飢餓状態から、生活防衛のために労働者は立ちあがらざるをえなかった。最初に立ち上がったのは、組織労働者であった。生活権保障としての生活保護申請をはじめとして、「米よこせ」「働かせろ、食べせろ、病気なおせ」のスローガンの下で、運動は形成された。「生活擁護同盟」や、初期の「生活を守る会」「健康を守る会」の組織的基礎が形成された。

戦後の高揚もつかの間、1950年に朝鮮戦争が勃発すると、一方では、特需景気により、ドッジライン以来の経済恐慌は解消したが、他方では、1951年に講和条約、日米安保条約調印の後、いわゆる逆コースの時期となり、社会保障の目ざしている方向とは逆向きとなってきた。そして、1954年から本格的な再軍備—自衛隊、国防会議、防衛庁の発足—をはじめ、22項目の一括改悪や、炭抗や農業つぶし等を強行してきた。生活保護制度に関しても、医療扶助のしめつけ、付添看護婦の廃止、朝鮮人への特別なしめつけ、生保受給者前年比22万人打ちきり、4年間保護基準据え置き等がなされた。

これに対して、全生連は1953年に全生連事務局が発足されて、まだ全国連絡会議の段階ではあったが日患、全日自労、全医労、厚生省職組、日本社会事業職組等と共に、運動を展開している。このようななかで、1958年に、「生活と健康を守る会全国連絡会」として結成し、1961年には、

現在の「全国生活と健康を守る会連合会」（全生連）へと成長していった。

第2節 第二次「適正化」と運動の弱点克服へ

1960年代は、安保反対斗争の高揚をはじめとして、1956年に提起された「人間裁判」朝日訴訟の第一審勝利判決、国民健保の新法や国民年金の発足をめぐる改善運動等、民主的国民運動は、大きな飛躍をとげた。生活保護もまた、1961年の第17次改定を契機に一定の前進を勝ちとっていった。

しかし、民主勢力の1960年代前半における一定の前進のあと、支配層は、1960年に改悪した安保体制を支えなければならなかった。それには、低賃金、不安定就業層の拡大が必要不可欠であった。つまり、石炭産業、農業などをはじめとして、低所得層＝停滞的、潜在的過剰人口を広範に流動させることにより、低賃金、不安定就業層を拡大し、高度成長＝高蓄積を貫徹しなければならなかったのである。

この低賃金で、不安定な就業者を大量に組織していく手だてのひとつとして、1964年頃から、70年代初頭にかけて、第2次「適正化」が起こられた。この第2次「適正化」の特徴点は、徹底した「稼働能力」をもつ保護世帯のしめだしであった。それにより、1965年を境として、それまでの稼働能力世帯の比率が高かった保護世帯は、それ以後、非稼働世帯の比率の方が高くなった。この稼働能力世帯に対するしめだしは、これ以後もずっとつづくわけであるが、このことは、生活保護そのものの意味を大きくかえていくものと考えられる。

これに対して、全生連は、「まともな仕事と生活できる賃金を保障しろ」「保護基準を即時2倍に引き上げよ」との要求で斗ってきたが、これらは、実践的にも評価されるようになってきていた。しかし、1963年朝日訴訟東京高裁判決が、第一

審をくつがえして、保護基準は、「いかにも低額に失する感禁は禁じえない。」が、「違法でない。」と判決された直後から、敵の攻撃は強まり、種々の事件等として露出する。事件として、直轄地区事件、荒尾事件、三鷹・台東事件、足立・中野事件等、訴偽容疑または、不正受給による告訴、団体交渉の際に、傷害罪で告訴される等である。

しかし、一方では、1965年の第11回全国総会で、全生連を、「貧困者を中心とする地域住民の生活と健康、権利の保障を要求してたたかう居住を単位とする組織」と規定し、生活保護以外の要求も積極的に組織し、7大要求¹⁾として定式化したり、要求のとりあげ方も、制度のわく内に閉じこめたりしないよう「私の要求運動」として組織をしはじめていた。また、1970年の全生連第16回総会では、今まで弾圧の口実としてとりあげられたような弱さも克服しようと、「足立・中野事件と全生連運動のあらたな前進²⁾」という方針もだされた。

第3節 第三次「適正化」と全生連の新たな飛躍

1973年秋におきたオイルショック以後、日本経済は慢性的な不況下におちいる。それとともに「福祉見直し論」が打ちだされ、福祉全般にわたって、後退、改悪がなされていく。

生活保護における第三次「適正化」は、1976年にだされた老令・障害・母子など加算制度の大改悪によって本格化する。第二次「適正化」につづき、稼働世帯に対するしめつけもより強めながら、70年代初頭までは、一定、非稼働世帯には「処遇の改善」をいわざるをえなかったが、それすらもしめつけの対象にしていった。

高度成長期にいわれた「中流化」も、1977年以降の所得減税見送り、国保料等による非消費支出の増大や、福祉後退による費用の増大等により、もはやはっきりとその幻想が崩れきった。

このようななかで、全生連の意義はますます強まり、1976年21回全国大会において、「くらしと健康の権利宣言」を決定し、新ためて全生連の目的・展望を確認するとともに、65年以降7大要求として斗ってきた運動も深く侵透していった。

第4節 第四次「適正化」と全生連のさらなる発展を

1960年に改悪されて以来、諸悪の根元となっている安保条約は、1978年に「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)が打ちだされ、専守条約から、攻守同盟へと実質的に改悪され、総合安保体制へと進んだ。この総合安保体制は、「日米核安保」と「日本型福祉社会」を両軸としている。この総合安保体制を促進するものとして、臨調・行革が存在する。そして、この臨調・行革は、「自立、自助、近隣扶助」に立脚した、「活力ある福祉社会づくり」をめざしており、その生保版として、第四次「適正化」は、1981年秋、具体化された。

この適正化は、これまでと同じく稼働能力世帯を対象の基調にすえている点は同じであるが、暴力団員の不正受給防止をかかげているのをはじめ、今までのようなケースバイケースではなく、全申請者を対象としている。これは、まさに、生活保護の基本的性格をかえていこうというものであり、慈恵的な生活保護へと後退たらしめるものである。

こういった状況の中、国民の生活不安と不満はより増大している。こういった不満を、潜在的な力量としてとどめるのではなく、顕在化させていくことこそが、今求められているのではないだろうか。全生連も、これまで中心として斗ってきた7大要求の一定の評価の上に立ちつつ、それだけでの狭さも認識し、今、もうひとまわりもふたまわりも大きな運動をつくっていかうと、新ためて「私の要求」の組織化や、仕事(労働)に対する

とりくみも強めていこうととりくんでいる。

1) 7大要求①生活できる仕事と賃金の保障をはじめ、②保護水準の2倍引き上げと適用拡大、③健康相談会を含む健康と医療、④就学援助を含む義務教育の無償化と民主教育の確立、⑤公営住宅の大量建設と生活環境の改善、⑥重税と高物価に反対する運動、⑦全国一律最賃制で総合的な社会保障の確立など。

2) 「足立・中野事件と全生連運動のあらたな前進」— 70年代における全生連運動を大きく発展させるために、弾圧の口実とされるような、運動の問題点を明らかにし、その克服の方向を明確にした。主要な点は、①まともな仕事と生活できる賃金要求の闘いを重視する。②生活保護の適用の拡大と基準の引上げ闘争を強める。これは、「物とり主義」的傾向が強まって、闘争が弱まっていることを指摘し、実態を暴露して具体的な運動として強める。③専従者の生活保障を組織で責任をもつ問題。④住民から支持される闘いの問題、社会的道理にかかった運動を、広範な貧困者を結集し団結を強めるとともに、地域住民といっしょに闘う運動へと発展させる。

第4章 低所得者層の発達保障

第1節 労働権、生活権の保障

私が、この二年間生活保護に関わってきたなかで、ひとつの大きな問題点としてでてきたのは、保護への住民の意識の問題であった。一昔前なら、市の保護課へ、「もっと保護を充実してやってほしい」と電話が多く入ったそうだが、今は、「〇〇の××さんは、実は母子家庭でない」等のいわゆるタレこみ電話が多いという。この意識は、何も行政の側へだけでなく、全生連運動の中で

も多くつきあたる問題である。保護に対する住民の反発、「自分たちはしんどいおもいをして働いている。働けど、働けど、楽にはならない。なのに、働かずして食べている人間がいる。」という意識、被保護者には、病気であったり、老令であったり、また、母子家庭であったりで働けない理由は十分あったとしても、そうはなかなかとってくれない。みんな苦しいのである。ますます貧困は深化しているのに、貧困はますます見えにくくなっている。その結果がこうした意識となって表面化し、国民相互の分断が組織させられているといわなければならない。

そのようななかで、私が感じたのは、真の社会保障、発達保障を確立するとは、労働権・生活権の保障がまずその第一歩であるということであった。

「労働は、人間生活全体の第一の基本条件であって、しかも、ある意味では、労働が人間そのものをつくりだした。」¹⁾ 人間を、人間たらしめる根本は、労働である。人間としての基本問題としての労働は、人間としての権利であり、憲法の条文にも、25条生存権、26条教育権とともに、27条勤労の権利及び義務、28条労働者の団結権がかかれてある。

しかし、今までの救貧行政は、「労働」そのものを、積極的にとらえきれていない面があったのではないだろうか。現実問題として、労働強化、長時間労働のもとで、労働するということが、人間性を伸ばすどころか、反対に歪めてしまったり、また、壊してしまったりなど。労働の疎外現象が多々あるなかでは、なかなか、労働を権利だとか、生きがいだとか考えにくくなっているだろう。しかし、我々は、より人間らしさを取り戻すための福祉を考えるならば、もっと積極的に、労働権を保障していくよう考えなければならないだろう。

労働権の保障の中味の問題として、ひとつとしては、老令者、障害者等の従来から非稼働世帯とされていた世帯への労働権の保障である。これらの世帯に対して、労働権を保障しないことは、いいかえ

れば、「かいごろし」なのである。「かいごろし」ではなく、人間らしく処遇するために保障していくことが必要なのである。そのためには、もっと行政が関与して労働市場を民主的に統制していかねばならないだろうし、また、共同作業所の建設等も、重要な問題であろう。そして、もうひとつの大きな問題として、雇用保障がある。雇用保障は、単に仕事があればよいという問題だけではない。最低賃金制を確立させて、「人たるに値する」賃金の保障、労働時間の短縮、これにより生活時間の拡大、労働環境等の労働条件の整備、そして、その雇用が安定的であること、もし何かの際の社会保険加入、共済の完備、その内容の充実等にとりくまなければならない。また、就業のために必要な教育として、自動車免許をはじめとした各種の資格取得の場をもうけるなどもひとつの足がかりであろう。

次に、生活権の保障である。生活権の保障とは、「飲食、労働、スポーツ、読書、遊び等々、私たちの生活の営みすべて」²⁾ = 「生命の生産と再生産」にかかわるすべての活動を自由で、多面的に発展させることができるよう保障することである。このような、自主的文化的な生活領域の確保は、いいかえれば、自分自身の生き方、生活に見通しをつけていくことでもある。この見通しをつけるということは、資本主義の発達で、「大規模な相対的過剰人口をつくりだして全民生活全体を不安性と将来の見通しへの不確実性をもってなく高めてゆく」ということから、雇用の安定性をはかるとともに、将来への見通しをもつ力をつけていくことが重要である。この点から考えるならば、生活保護がその目的に、「自立助長」をうたっているが、現実としては助長されるというより、貧困を停滞化、固定化させる作用をおよぼしている。このことは、生活保護が、自立する見通しをもてるだけのストックや、自主的文化的な生活領域を確保するにはほど遠い生活保障にしか致っていない現状のあらわれである。

具体的に生活権の保障には、最低生活費の保障をはじめとして、環境問題や住宅問題、医療、教育、要看護ケースに関するサービス等々、私達の生命を維持、発展させるために必要なあらゆることに通じるだろう。

このような、労働権・生活権の保障のなかで、「物とり主義」「ルンペン性」も克服される基盤をつくるだろう。

第2節 社会的条件整備

「最近の行政管理庁の調査によれば、現行の生活保護基準にもみえない所得水準にある世帯が全世帯の24%にも達し、実際になんらかの形で生活保護をうけている者は全体の1%強にすぎないと推計される。」国民の最低生活基準とされているのが生活保護基準であるが、なおそれ以下の生活を強いられる人が多くいる。このことは、生活保護制度が、申請主義であり、申請しなければ、どんなに最低生活費より低かろうと、受けることができないことの反映である。そして、その生活保護基準以下の人々がなぜ生活保護を申請しないのかを考えてみるに、「生活保護はみじめだ」とする前近代的な考え方もあるが、多くは、生活保護自体を知らないとか、生活保護の基準がわからなく、自分の世帯があてはまるかどうかわからないのである。このような世帯が、一体どのような生活を送っているのだろうか。第1表の標準4人世帯の人が、生保でない場合、年収2,203,440円として、神戸市では、住民税が年間23,948円、国保年間119,992円でこのふたつの合計だけで、143,940円であり、月割りにして生活保護基準からすら、1万円以上のマイナスとなる。これらも明らかなように、生活保護基準以下の世帯であっても、生活保護を受けていたら明らかにいらぬ税金や、国民健康保険料といったものがあるのをはじめとして、国民健康保険に加入していても、実

際に病院にかかるには医療費の三割は負担せぬばならない。また、その他、保護から発する諸々のサービス（例えば、神戸市バスの無料バス、法外援護の見舞金）もうけることができない。

このように、最低生活費以下の世帯であって、なおそのうえに、大収奪がおこなわれている現状がある。この現状は、生活保護を現在受けている人も、実際に生活保護をきって、自立しようとした時にすぐにぶつかる問題である。「生活保護をきったが、国民健康保険料が支払えない。」とはよく聞く声である。支払えない、医者にもかかれない、生活もできない。即、生活保護に逆もどりの例もある。つまり、生活保護を受けるか、さもなくば何の保障もない、この両極端がそこにはある。

生活保護から自立するには、その間のうけ皿が必要なのである。このうけ皿を、私は、ここで「社会的条件整備」としたい。

このうけ皿の具体的中味としては、まず第一に、低所得者層における貧困化の特徴を第1章でその不安定性と未組織性にもとめたが、それを充足するものとして社会保険・共済などの整備をあげたい。第二に、税金は、最低生活費以下の世帯からは徴収しない。そのためには、控除額をあげていくことで、課税対象額を大巾にひきあげる必要がある。第三に、低所得者に対する国民健康保険料の無料化や、免除の措置。住宅の保障では、広さ・環境等の保障と、家賃の免除や減免（これは、公営住宅で行っている。）、教育費の保障等々である。このように、衣食住や、医療・教育・税といった生活の基盤となるものを整備していく必要がある。

このことは、同時に、行政に対して総合化を求めることにもなる。残念ながら、現状は縦わり行政が多く、「局が違えば、会社が違うようなもの」との声も出るほど官僚的わりきりも少なくない。これを克服していくことは、住民の発達保障にとってきわめて重要であるとともに、公務労働者の発達にとってもきわめて重要な問題となっている。

第3節 組織化

貧困化法則の貫徹する資本主義の中において、低所得者、労働者は、どのようにして次の時代にむかって解放されていくのか。その解放されていく要として、私は組織化をあげたい。

人間は、他人との関係のなかで、自分自身の存在を知る。貧困の解放は、ひとつには社会変革であり、その変革は、もうひとつの変革、自己変革の積みかさねと、その働きかけによってはじめて達成される。

労働者階級の最初の抵抗、いいかえれば、変革のエネルギーのだし方は、犯罪であった。「彼はぬすみを働いた。……ところが、まもなく労働者は、こんなことをしても役にたたない、ということがわかった。犯罪者は、その窃盗によって、ただばらばらに、ただ個人的に、現在の社会秩序にたいして抗議することができたにすぎない。社会全体の力が、ひとりひとりの個人のうえにおそいかかり、ものすごい力で個人をおしつぶしてしまった。」³⁾ 第二の抵抗は、暴動であった。「この種の反対もまた、散発的なものにすぎず、一定の地方だけにかぎられていて、しかも現状のただ一つの面だけにむけられたものにすぎなかった。当面の目的が達せられると、社会的な力の全重圧が、またもや抵抗力を失った犯罪者たちのうえにおちかかり、彼らを思うぞんぶんこらしめたし、機械はそれにもかかわらず採用されたのである。反対の新しい形態を見つけなければならなくなった。」⁴⁾ 彼らは、犯罪、暴動のような個別・分散的なもので、事態が解決しないことを知る。そして、団結を学んだ。そして、労働者として、労働組合をつくることを学んだ。と同時に、一方では、資本主義の発達により、家族や、地域の共同体が破壊され、その再建に取り組みなければならなかった。その再建に対し、住民の全階層をまきこむような

条件の形成が必要であった。

全生連は、その住民の階層の低所得とされる部分を中心とするわけであるが、労働組合にしる、共同体の再建のための組織にしる、その中で、労働者は、労働権・生活権を獲得するためには、学習し、教育し、そして、民主主義を学ばなければならなかった。「民主主義の学校」として、組織は存在した。民主主義の学校は、労働者階級の歩み、その抵抗の歴史とその教訓を受けつぐ。そして、自由と民主主義を教える。

全生連の存在を考えるに、全生連はより階級的意味あいをもっている。なぜなら、直接的に貧困化に対する抵抗組織であり、その抵抗の形は、社会的条件整備や、労働権・生活権獲得となるが、その獲得のためには同時に、その階層特有の弱点であるルンペン性も克服しなければならない。白沢氏はいう。「公的扶助対象者が多くもちがちなルンペン性は克服の対象であり、それはより労働者性に適応することが、変革にもつながるのだという原則的観点をみおとしてはならない。」このルンペン性の問題は、最近よくいわれるケースワーカーのしらけの問題や、また、住民からの生活保護への反発の問題と不可分である。

「ルンペン性」克服の課題は、非常に大きな課題であり、それは常に克服の対象である。

ルンペン性は、貧困層にだけあるのではなく、支配層もふくめてある。つまり、真に労働者性をもつもの以外に存在するのではないだろうか。と同時に、歪められた労働のもとにおいて、真に労働者性をもつことは、むづかしい課題であり、常に自己変革をともなう努力をしないかぎり、何人たりとも潜在的にもっている。

生健会の活動をみると、この課題は、非常に大きな課題であり、この克服の具体的手だてとしては、地域で班活動等をすすめることにより、その中において、集団的に、相互批判・相互認識の中で克服されるように思う。と同時に、それを支える者として、やはり、科学性をもった専門職が

その中心に座り、共に悩み、考え、行動していく必要も感じる。

生健会の中において、ルンペン性を克服した人々が多く出現すると同時に、その人々が新たにそういう人々を創っていかなければならない。また、より労働者性に適応した人々が、真に国民の幸せを願える社会変革者として、生活要求のみならず、生産要求までの高さをもつ統治能力を身につけていかねばならない。

- (1) 大月書店編集部編『猿が人間になるについての労働の役割』 国民文庫、1965年、7ページ。
- (2) 中村、高田、太田、石井著『現代のための哲学・①人間』青木書店、1981年、5ページ。
- (3) エンゲルス『イギリスにおける労働者階級の状態』(2) 国民文庫、1971年、130～131ページ。
- (4) 同 上、131ページ。

おわりに

この論文は私にとって、生健会活動の総括であり、同時に、同時期に入った基礎研での2年間の研究生としての総括でもあるように思う。

総括として書いていくということは、正直にいうと非常にしんどいものであった。なぜなら、現実には生々しすぎて、私自身一体何から書きはじめていかわからなくなってきたり、展望をだしたとしても、直接的には生健会を放れていく身として、直接的にはかかわっていけなくなる淋しきや、自分の生活をかけてやってきただけに、身をひきちぎられるような気もする。

しかし、この二年間をふりかえる時、私自身の担い手として成長した点としては、人間の生活や街がみえてきたこと、基礎研でよく議論になる家族の機能としての「生命の生産と再生産」の意味

がわかりはじめたことである。

2年後には、全生連も30周年をむかえ、歴史などもきっちり整理されるようです。私自身は、直接的には生健会活動とかかわることができなく

なると思いますが、良き理解者としてかかわっていきたいと思います。

最後に、私の青春の二年間を、生健会とともに歩めたことを感謝したいと思います。

伊藤論文へのコメント

小沢修司（主査）、豊田裕子、武元勲

財政破綻、消費不況、貿易摩擦という「三重苦」にさいなまれる日本経済のもと、国民生活の危機も深刻な様相を呈している。6年連続の所得税課税最低限すえ置き＝実質増税、社会保険料の急増、賃金抑制による可処分所得の減少、各種公共料金や教育費の負担増などによって家計の赤字は増大し、その穴うめをはかるためパートとして働きに出る家庭婦人が急増する。生活様式の変化や核家族化、家庭内の有業人口の増加などにより家庭生活の社会化が進展し、外食産業、福祉、医療、教育産業などサービス産業が隆盛するにともない、それらサービス業に従事する人々を中心として、ますます多くの労働者が不安定就業層へと転化してゆく。一方では企業側における売れ行き不振と金融機関側における過剰賃金の存在、他方では国民生活の側における低所得と高い消費需要とのギャップ、これらに規定されてクレジットやローンの利用が急増し、「国民総債務奴隷化」、潜在的には「一億総家計破産」の状況のもと、身を粉にして働きつづけなければならなくなり、心身にわたる健康破壊、発達障害の拡大によって、一挙に家計破産が顕在化し、離婚、心中など家族の崩壊が進行し、被保護層へ転落するケースが急増する。

こうして今日、就業の不安定、家庭基盤の脆弱化による低所得、貧困層は増大する状況にあるといわなければならない。したがって国民の生存、発達を権利として保障してゆくことの重要性はますます増大してきているといえよう。しかしながら

伊藤論文も指摘しているように、わが国の生活保護行政は人間の発達を促す方向には機能されずに逆に自立の芽をつみとり労働意欲、生活意欲をおさえつける方向で機能させられているといわなければならない。生活保護基準以下の低所得層、「働けど働けど生活楽にならざる」人々が膨大になりながら、選別と排除によって一部の人のみが被保護層として処遇されるために、低所得層の間で分断、競争が組織される。こうした状況にいかに対処していくことが、低所得層をはじめとする全国民の発達を保障することとなるのか。伊藤論文が果たそうとする課題がここにあり、しかも、著者自身「生活と健康を守る会」の専従として、生活保護とその受給者をめぐるきびしい現実を生々しく体でつかみとっているだけに、きわめて問題意識が鮮明である。そして、労働権、生活権の保障を行ない、生活保護からの自立を促すための「社会的条件整備」を行ない、低所得者層自らの組織形成による自己教育運動を重視せよという提起は、地域での実践に裏打ちされているだけに説得力がある。

しかしながら、たとえば2章2節や3章などまだまだ十分にはこなれていないところがあり、生々しい現実からうけるすどい問題意識を冷静に見つめ、科学的に考察する力量は、論文作成を通じて急速に獲得してきているとはいえ、これからの研鑽が要求されることも確かである。引き続き研究を期待したい。